

令和8年度

福岡市児童発達支援事業所の設置に係る公募要項

令和8年3月

福岡市こども未来局

障がい児事業所指導課

目次

第1. 事業概要	1
1 事業目的	
2 公募概要	
3 児童発達支援事業所の開所時期	
4 児童発達支援事業所の定員	
5 選定予定事業所数	
6 募集対象区域	
7 応募要件等	
8 運営の要件	
9 事業実施場所の要件	
第2. 応募手続き等	3
1 説明会	
2 公募に関する質問	
3 申請書・法人概要書類の提出	
4 提案書類の提出	
第3. 選定手続き等	4
1 選定方法	
2 選定委員会	
3 審査項目・配点	
4 選定結果の通知	
第4. 選定後の手続き	5
1 指定手続	
第5. 留意事項等	6
1 その他留意事項	
2 スケジュール	
3 書類の提出先・問合せ先	

第1. 事業概要

1 事業目的

本市においては、発達障がいと診断をうける児童の増加や、共働き家庭の増加により、保育所等に通園しながら発達支援を受けたいというニーズの増大に対応するため、令和6年度から令和8年度末までに児童発達支援事業所を23か所設置することとしており、令和8年度において、本公募要項のとおり募集を行います。(令和7年度末19か所設置済み)

2 公募概要

児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業所（主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所及び同法同条に規定する児童発達支援センターを除く。）を新たに開設する事業者を選定します。

3 児童発達支援事業所の開所時期

令和8年10月1日から令和9年3月1日とします。令和8年度に選定された事業所において、令和9年3月2日以降の指定は行いません。※指定は毎月1日付けとなります。

4 児童発達支援事業所の定員

10人以上

※放課後等デイサービス等も含めた多機能型事業所としての申請は可能ですが、児童発達支援部分での定員設定を10人以上とする必要があります。

5 選定予定事業所数

4事業所（令和8年度）

6 募集対象区域

下記4つのエリア（福岡市立療育センター等が管轄する区域）ごとに1事業所を募集します。開設予定地の属する募集対象エリア(対象区域)を確認のうえ、申請してください。

募集対象エリア（対象区域）		管轄センター等	選定数
東 エリア	東区	東部療育センター	1
中央 エリア	博多区北部※・中央区・城南区・早良区北部※	心身障がい福祉センター	1
南 エリア	博多区南部※・南区	南部療育センター	1
西 エリア	早良区南部※・西区	西部療育センター	1

※詳細は参考資料1「福岡市立療育センター等の地域割り」をご参照ください。

7 応募要件等

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第3項各号に定める欠格事由に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 公募要項公告日から選定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html
- (4) 公募要項公告日から選定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- (7) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法(平成16年法律第75号)第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例(平成22年条例第30号。以下同じ。)第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 選定後、速やかに児童発達支援の指定申請手続きを行い、指定を受けること。指定を受けられなかった場合は、選定の取消しとなる場合がある。

8 運営の要件

- (1) 福祉サービス第三者評価の受審及び結果の報告
開設後1年経過後を目途に、福祉サービス第三者評価を受審し、福岡市に対し、評価結果を提出すること。
- (2) 協議の場への出席
福岡市、療育センター等が定期的実施する運営状況等に関する定例連絡会等の場に参加すること。
- (3) 療育センター等による伴走型支援
本市においては、児童発達支援事業所に対して、療育センター等による以下の伴走型支援を実施することとしています。運営にあたっては、各種支援を受けてください。
 - ① 療育センター等による事業所職員の実習受入
 - ② 療育センター等による事業所への訪問支援
 - ③ 研修の受講

(4) 支給量

幼稚園・保育園等を母集団としての利用を想定しているため、支給日数については、次のとおりとしています。

原則、月10日（1歳以下（1歳到達の年度末まで）は月5日）を上限とする。

9 事業実施場所の要件

(1) 物件確保

公募申請時には、物件確保は要件とはしません（賃貸借契約書等の提出は求めませんが、令和8年10月1日から令和9年3月1日の開設に向けて、申込エリアの物件確保及び整備計画をたててください。令和9年3月2日以降の指定は行いません。

(2) 応募書類等への記載

- ① 開設予定地の属する募集対象エリア（対象区域）を確認のうえ記載してください。
- ② 案内図・平面図等については、想定している物件について記載し、発達支援室は、児童発達支援センターに準拠し、児童一人あたり2.47㎡のスペースを確保してください。

第2. 応募手続き等

1 説明会

公募への申請を予定している事業者を対象に、説明会を開催します。

日 程	令和8年4月9日（木）11時00分から11時30分
方 法	オンライン：WEB 会議システム（ZOOM を使用）
申込方法	4月6日（月）15時までに下記アドレスにメールにて申込み ・メール送付先： syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp ・件名：【児童発達支援事業所説明会申込(法人名)】 ・本文：担当者名、連絡先、出席者（予定）を記載 ※各法人2名以内での参加をお願いします。
その他	本公募要項及び関係書類をご準備ください。 説明会へ参加しない場合であっても、公募への申請は可能です。説明会へ参加しないことにより、審査において不利になることはありません。

2 公募に関する質問

公募に関する質問は別紙「質問書」によりメールにてご質問ください。

方 法	令和8年4月13日(月)12時までに下記アドレスに「質問書」を送信 ・メール送付先： syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp ・件名：【児童発達支援事業所に関する質問（法人名）】
回 答	4月17日（金）を目途に下記ホームページに掲載 （原則、個別回答は行いません。）

3 申請書・法人概要書類の提出

(1) 提出部数

1部

(2) 提出期間

令和8年3月27日（金）から4月22日（水）15時まで（必着）

4 提案書類の提出

(1) 提案書類

7部

(2) 提出期間

令和8年4月22日（水）から4月30日（木）15時まで（必着）

※提案書類等提出の遅延に関しては、原因の如何に関わらず福岡市では責任を負いません。

(3) 注意事項

1法人につき申し込みは、1つのエリアまでとさせていただきます。（複数エリアへの申込はできません。）

<書類の提出について>

- ・提出は、郵便又は持参により提出してください。郵便の場合は、特定記録又は簡易書留等、配達等の過程を記録し、万一の場合に損賠が保障されるものにて郵送してください。
- ・提出書類一覧に記載する書類をご提出ください。
- ・提出にあたっては別紙「提案書類等提出にあたっての注意点」をご確認ください。
- ・提案書類の不足や不備等がある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。
- ・提出期間後の資料の修正・差替え等は認めませんので、十分にご確認の上、ご提出ください。

第3. 選定手続き等

1 選定方法

- (1) 有識者等による選定委員会の審査を実施し、市が選定します。エリアごとの選定の流れについては、参考資料3『「選定合格者」決定から「指定申請予定者」確定までの流れ』を確認してください。
- (2) 選定にあたっては、書類審査及び選定委員会によるヒアリングを行います。
※審査の結果、該当者なしとする場合もあります。

2 選定委員会（予定）

日時：令和8年5月下旬～6月中旬の指定する日（土・日曜日を含む）の20分

内容：事業者によるプレゼンテーション10分程度、委員からの質疑：10分程度

場所：福岡市中央区天神近辺

※日時・場所等については、申請者に対し、5月15日（金）までに別途ご連絡いたします。

※プレゼンテーションは、提案書類にて行ってください。（プロジェクターはありません。）

※原則、配置予定の管理者、児童発達支援管理責任者を含む3名以内での参加をお願いします。

3 審査項目・配点

大項目	小項目	配点
運営法人	法人の理念・方針	10
運営計画 (発達支援)	個別支援計画案	25
	本人支援	15
	移行支援	10
	家族支援	10
	地域支援、関係機関との連携	10
職員配置等	管理者・児童発達支援管理責任者の資質等	10
	人員配置計画（配置予定人数、職種、経験年数等）	10
	人材育成に対する考え方（研修計画等）	10
ニーズへの対応	事業実地場所のニーズ把握及び事業計画、送迎サービスの有無	20
その他	特記内容等	10
	計	140

※項目毎の審査の視点は、参考資料2「審査項目・配点」を参照

※個別支援計画案については、参考資料4「ケース事例」で設定した事例に対して作成

4 選定結果の通知

令和8年6月下旬（予定）

第4. 選定後の手続き

1 指定手続

選定された事業者は、選定後速やかに、指定手続を行う必要があります。事業所の開設時期は、指定手続を確認のうえ、可能な時期を設定してください。

（参考）令和8年10月1日指定の場合は、令和8年7月31日までに指定申請が必要です。

※手続きの詳細については、福岡市ホームページ 指定障がい児支援事業者関係

「<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/jigyosyo/health/syogaij-sien/index.html>」をご参照ください。特に、事業実施予定の施設について、大規模な消火設備等の設置が必要となるか否かについては、早めに管轄の消防署にご相談ください（相談様式は上記ホームページに掲載）。

第5. 留意事項等

1 その他留意事項

- ・市街化調整区域で計画される場合は、関係部署に事前にご相談ください。
- ・市が認めたものを除き、選定後の申請内容の変更は原則として認めません。市が認めたもの以外の変更は選定取消しとなる場合がありますので、変更が生じる場合は必ず市と事前に協議を行ってください。
- ・指定の日までに、「第1.事業概要 7応募要件等」に定める要件を満たさなくなった場合は、選定取消しとします。
- ・本公募及び指定の過程において、虚偽その他不正な申請があった場合、失格（選定後であれば選定取消し）とします。指定後に判明した場合には、原則として指定取消しを前提に処分を行うこととなります。
- ・本公募の選定により、児童福祉法に基づく指定等が保障されるものではありません。
- ・事業計画の中止や選定されなかったことに伴う一切の損害等について、本市は責任を負いません。
- ・選定後における事業の権利譲渡等は認めません。
- ・公募に係る申込書類は、理由の如何を問わず返却しません。

2 スケジュール

日 付		内 容
令和8年4月 6日	15時	説明会申込締切
4月 9日	11時	説明会
4月13日	12時	質問書受付締切
4月22日	15時	申請書・法人概要書類締切
4月22日		提案書類の提出受付開始
4月30日	15時	提案書類受付締切
5月下旬以降	(予定)	選定委員会（書類審査・ヒアリング）
6月下旬	(予定)	結果通知
指定予定日の2カ月前までに※		指定申請
10月1日以降		事業開始
令和9年10月1日以降		第三者評価の受審及び報告

※令和8年10月1日指定の場合は、令和8年7月31日までに指定申請が必要。

3 書類の提出先・問合せ先

住所 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1

所管課 福岡市こども未来局障がい児事業所指導課

電話 092-711-4987

電子メール syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp